



沖縄からの声に応えよう!

日米首脳会談での 安保「再定義」に

異議あり!

十月中旬、僕が属する「上瀬谷基地は
いらぬウドの会」や、横須賀、厚木、
相模原のグループが参加する「県民の
いのちとくらしを守る共同行動委員会」
基地部会」は、大田沖縄県知事に次のよ
うなメッセージを送った。

私たちは、神奈川で米軍基地の撤去
を目指して運動している市民団体・労
働組合の連合体です。9月29日に知事
さんが「米軍用地の強制使用のための
代理署名をしない」と表明したことを、
私たちは全面的に支持します。(略)

知事さんの決断は、戦後五〇年、基地
の重圧の下で犠牲を強いられてきた沖
縄の人々の想いを凝縮するものだと私
たちは受けとめています。

発信する岩です。そのことを今回の知
事さんの決断は私たちに教えています。
沖縄県民は全国から見れば数の上で
は少数かもしれませんが、沖縄か
ら発信される平和へのメッセージは日
本国内はもとより世界中の市民の心に
届いているはずで、どうか、私たちの
この声を、沖縄県民からのメッセージ
への返信の一つと受け取ってください
い。」

●
沖縄の人々は十月二日、「県民総決
起大会」に八万五千人、県民の十五人に
一人が集い、心の底からのメッセージ
を發した(写真)。中央ワイシャツ姿で演
壇に立つ大田知事。

●
今度は私たちが答える番だ。自らの
思いと言業と行動によって、応える時
だ。「本土」にも間違いなく存在する、
「基地と軍隊」によって生み出される理
不尽と不正を一つ一つ暴き、軍隊に
よらない「安全保障」への道を共に考
え、探り当て、歩き始めよう。

●
十一月二十日、村山首相とクリント
ン大統領の日米首脳会談が開かれる。
そこでの最大のテーマは、日米安保の
「再定義」になるという。「再定義」とは
何か。それは、在日米軍を「日本国の安

●
ここ神奈川でも、米軍基地の存在と
基地の特権的地位を守る日米地位協定
が地域社会にもたらす弊害は枚挙にい
とまがありません。私たちはこれらの
一つ一つについて問題を提起し、神奈
川県や関係市町とともにその公正な解
決を計るために、努力してきました。
残念ながら、神奈川県と県下自治体の
基地問題に対する取り組みは満足なも
のとは決して言えません。(略)

●
しかし、私たちは希望を捨てません。
全国の基地を抱える自治体が沖縄県
のように行動すれば、状況は大きく変わ
ります。自治体はたんに行政組織であ
るだけでなく、地域に暮らす人々の切
実な願いとその根底に流れる普遍的
道義的価値を、国内そして国際社会に

●
全に寄与し、並びに極東における国際
の平和と安全に寄与する」(日米安保条
約第六条) ためのものから「アジアと
太平洋における米国防衛の最前線を支
え」「ペルシヤ湾にまで至る広大な範囲
の局地的、地域的さらには超地域的な
緊急事態に備える」(95年3月アメリカ
国防省「日米安保報告」)ものへと飛躍
的に変質させることだ。日米安保条約
の改定に等しいと、「仕掛人」のナイ国
防次官補も認める重大な政策変更が、
国民に一度も諮られることなく「合意」
されようとしているのである。民主主
義の破壊である。「再定義」された安保
の下で流されるであろう人々の血や涙
を思えば、世界と人々に対する犯罪で
すらある。

●
今私たちに出来ることは、「立ち止ま
れ!」と日本の為政者たちに訴えるこ
とだ。まず、立ち止まる。そして、そ
して一緒に考えよう。沖縄からの声に
耳を傾けながら、私たちの「安全」は
いかにして「保障」されることができ
るのか、されるべきなのか。

●
村山首相へのハガキ運動を始めてい
ます。同封のハガキ、是非出してくだ
さい。
(田巻一彦/編集部)

沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる

報告 14

「沖縄から」
「オキナワボイス」
編集委員

伊波洋一
(沖縄中部地区労務局長)

〒901-22
沖縄県宜野湾市志真志517-1
沖繩キリスト教平和センター気付
TEL (098)898-6628
FAX (098)897-6953
郵便振替 鹿児島 2-11249

少女暴行事件に県民の怒り続く

前号に引き続き、沖縄で起こった米兵三名による少女暴行事件をきっかけに拡がっている大きなうねりについて報告する。

前回報告(九月二十日)以後も沖縄県内外では大きな抗議行動が連日行なわれた。

九月二十二日 県婦人連合会が那覇市で抗議集会を開催し、「米軍よ、鬼畜になるな」

と那覇市国際通りデモ行進(約三百人)。

二十三日 NGO沖縄実行委員会が呼びかけて沖縄市で「子どもたち・女たち・島ぐるみ集会」を開催し、集会後にカテナ空軍基地ゲートまでデモ行進(約二百人)。

二十四日 県婦人団体連絡協議会(県内三十二団体)が那覇市で抗議集会とデモ行進(約三百人)。

二十五日 統一連など十六団体が那覇市で県民抗議集会を開催し、デモ行進(約千名)。

二十六日 沖縄平和運動センターが宜野湾市で県民抗議集会を開催し、在沖米軍司令部までデモ行進(約三千人)。

二十七日 沖縄平和・女性市民運動東京行動団が総評会館で緊急集会(約四百名)。

十月三日 沖縄平和運動センターが那覇防衛施設局前で抗議集会(約二百人)。

六日 沖縄組・高教組が合同で宜野湾市で抗議集会後、在沖米軍司令部までデモ行進(約四千人)。

十六日 沖縄平和運動センターが那覇市で国際反戦デー集会とデモ行進(約千人)。

十七日 東京行動団が要請行動と日比谷公園の市民抗議集会に参加(約三千五百人)。

二十一日 県内七百団体による県民総決起大会が宜野湾市で開催され、八万五千人以上が参加し沖縄返還後最大規模の抗議集会となった。

大田県知事が基地強制使用を拒否

九月二十八日に大田知事が米軍基地強制使用を拒否し、強制使用手続きの代理署名をしないことを県議会の答弁で明らかにした。

この大田知事の代理署名拒否は、日米安保体制を強化しようとしてきた日米両政府に大きな動揺を与えることになった。

九月二十九日夜、政府は昨年「米軍基地との共存・共生」を説いて県民の総反発を受けた宝珠山防衛施設庁長官を派遣し、知事説得に乗り出した。三十日には政府筋から普天間基地返還がマスコミにリークされるなどしたが、知事は面会を拒否し長官は会うことなく十月一日に帰京した。

日米会談前の知事説得工作失敗へ

大田知事の拒否で在沖米軍基地の安定使用に危機感を持ち始めた日米両政府は、沖縄県民の怒りを沈静化に向けた対策を開始した。

十月二日には、地位協定の運用改善と九十年に合意した二十三事案(約千名)の早期返還を取り組むことを決めた。

しかし、那覇軍港や読谷補助飛行場などを

含めて返還しても、現在在日米軍基地の七五%を占める比率が、七三%になるに過ぎず基地撤去を求める県民の納得は得られねばならない。衛藤防衛庁長官も知事会談求めたが、県民大会以前の会談を大田知事が拒否した。

話し合いによる解決をめざす政府首脳に対して、裁判による基地強制使用手続きを求めて宝珠山防衛施設庁長官が「首相は頭が悪い」と首相を批判し十月二十日に更迭された。

そのような中で開催された県民総決起大会に空前の八万五千人の県民が結集し、事態は新たな段階へ進むことになった。

日米安保が揺らぐ可能性

沖縄県民の怒りが結集した二十一日の県民大会の八万五千人という空前の参加人数は、日米両政府に大きな動揺を与えた。

翌二十二日ペリー米国防長官は、NBCテレビに出演し「沖縄米軍基地の整理統合について、日本政府のいかなる提案でも検討するつもりだ。今のところ日本側からの縮小提案はない」と発言した。

しかし、河野外相が「駐留米軍の削減はありえない」と強調し続けており、ペリー発言は日本政府が米軍基地維持を望んでいることを米国民に印象づけようともしている。



沖縄タイムス「時事漫評」1995年10月23日

その後、二十四日に米国防総省は兵力削減を否定し、栗山駐米大使も「日本も削減を要求しない」と述べた。

外務省は地位協定の運用改善をめざしながら、米軍削減を求めない姿勢を崩さない中、村山首相は大田知事との会談を求めている。

日本政府は、十一月中旬のクリントン大統領訪日と日米首脳会談を控え、日本国内に反米感情と反基地運動が拡大することを抑えるための有効な方策を見いだせないようだ。

米軍基地削減以外に解決策はない

大田知事は、「冷戦構造が崩壊し、ようやく沖縄の基地の整理縮小が進むと期待していた。しかし、去る二月に米国防総省が発表した「東アジア戦略報告」によれば、極東における米軍駐留は当面十万人体制が維持されることになっている。あわせて十一月の村山首相とクリントン米大統領の会談では、日米安保条約の再評価を行い、日本の米軍基地をよりグローバルな視点から運用を見直すのではないかと懸念されている。これらのことから、沖縄の基地機能が強化され、基地が固定化されるのではないかと強く危惧している」と県議会で述べて、代理署名を拒否した。

沖縄県民の怒りは、少女暴行事件だけでなく戦後五十年間続いている在沖米軍基地に対するものとして沸き起こっている。

このような中、小手先だけの地位協定運用改善だけで収拾を図ろうとする外務省の姿勢に県民の怒りが向かいつつある。

平和運動の再生が求められている

日米安保再定義を前に沖縄から起きてきている大きな運動のうねりを契機に、日本各地の平和運動の再生が求められているといえよう。

検証地位協定と市民 ①

沖繩の事件をきっかけに、安保条約の下での在日米軍の法的地位を定めた「地位協定」（「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条」に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定）の見直しの動きが始まっている。犯人の身柄拘束をめぐる第17条の運用見直しに議論は集中している。

だが、地位協定の問題点は第17条だけではない。地位協定の規定と運用は日米安保と市民の人權・主権とのあらゆる接点に立ちほだかり、米軍の特権的地位を守り、問題の公正な解決を妨げている。各地からの報告によってその実態を検証する。



四国山地で 早明浦ダム墜落から一年 地位協定の見直ししか 解決の道はない

東條雅紀 ●
米軍機の低空飛行訓練に反対する徳島県民行動委員会

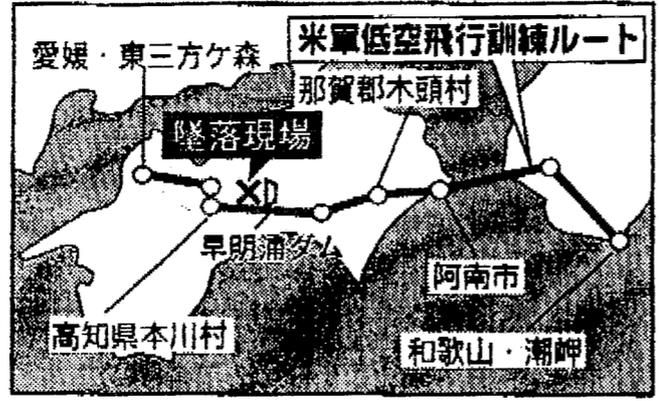
昨秋一〇月一四日、米空母インディペンデンス艦載機A6Eイントルーダーが高知県早明浦ダム上流の吉野川に墜落してから一年がたった。その後、徳島県では飛来件数が激減したが、高知県では飛行ルートの変更や、高度がやや高めに変化はしたが、相変わらず低空飛行訓練は続いている。沖繩での米軍兵士による少女暴行事件を契機に「地位協定」の見直しがクローズアップされている。低空飛行と「地位協定」を四国からレポートする。

徳島減少、高知かわらず

一九八九年夏以来、徳島県や高知県の山間部での米軍機の低空飛行訓練が相次いだ。低空飛行直下の自治体の記録から、今年、徳島県内では、十一回（七日）、高知県では二二九回（七〇日）にのぼっている。

徳島や高知を飛行するルートは「オレンジルート」と呼ばれ、厚木基地（神奈川県）―紀伊半島潮岬―御坊（和歌山県）―紀伊水

（8ページへ）



全国を覆う低空飛行ルート 新たに四本が判明

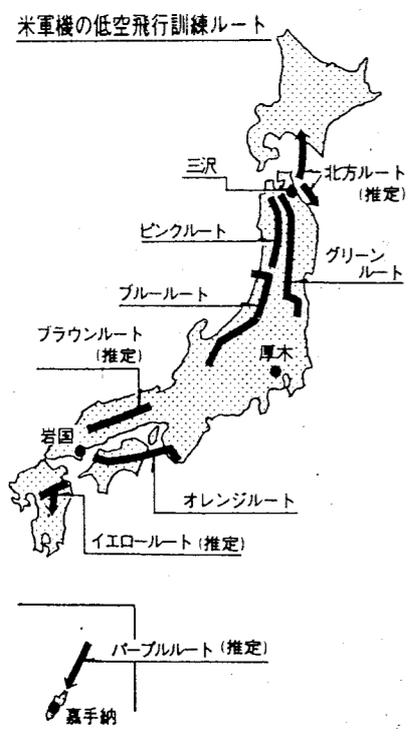
（十月十九日「高知新聞」）

十月十九日の「高知新聞」によれば、米軍の低空飛行ルートとしてこれまで知られていたオレンジ（和歌山―高知―愛媛）、ブルー（岐阜―新潟）、ピンク（山形―青森）、グリーン（青森―福島）の四ルートに加え、新たに四本のルートが存在することが明らかになった。同紙が昨年十月の墜落事故に関する米軍の事故報告書の中から発見した。報告書に盛り込まれていたのは、イエロー、パープル、ブラウンそして北方の四ルート。報告書には詳細な記述はないが、同紙は各ルートへの所用時間などから、左図のように推定している。

日本のほぼ全域を「訓練場」に米軍は低空飛行を繰り返しているのだ。

低空飛行の記録 (95.10.18現在)

年月	高知県 本山町	徳島県海部町 ほか8自治体
1989		10回
1990	53回	39回
1991	91回	93回
1992	204回	166回
1993	306回	53回
1994	153回	29回
1995 /1	32回	2回
/2	30回	1回
/3	15回	0回
/4	15回	0回
/5	3回	0回
/6	10回	0回
/7	9回	0回
/8	9回	5回
/9	5回	0回
/10	1回	3回



道—阿南市(徳島県)—那賀川、四国山地—早明浦ダム(高知県)—岩国基地(山口県)を結ぶコース。

相模補給廠監視団や岩国基地監視団の電波傍受の記録によると、九四年一二月から九五年六月までの間、オレンジルートへと向かった米軍機数は三〇六機にのぼるといふ。同期間中、徳島では七回、高知県でも一三〇回しか目撃されていない。必ずしも低空飛行だけではなく、そのままの高い高度で飛んだからでは、と考えている。

「地位協定」が許す低空飛行

低空飛行訓練は「日米安保条約」による「地位協定」とそれに伴う日本の航空法の適用除外によって可能になっている。航空法に定めている、飛行経験(二六九条)、酒精飲料等(七〇条)、飛行区域(八〇条)、最低安全高度(八一一条)、粗暴な操縦の禁止(八五一条)、曲芸飛行等(九一条)などが除外されており、たとえ操縦士が未熟でも、飲酒していても飛行できることになる。また、日本政府は「地位協定で」施設・区域の使用を米軍が認められている以上、その維持のために区域外で通常訓練するのは当然」と解釈している。外務省によれば

通常訓練とは射爆を伴わない飛行のすべて。米軍が必要と認めれば、どこでも自由に低空飛行訓練ができることになる。

パフォーマンスだけでは

「低空飛行訓練の法的根拠になっている日米地位協定の改定に早急に取り組むとともに、低空飛行の即時中止と事故原因の徹底究明およびその結果報告を米軍当局に対して申し入れることを強く要請する」。墜落直後の九四年一〇月二二日に、徳島県議会で全会一致で可決された意見書だ。同県議会では、訓練の中止を求める意見書は六度目だが、「地位協定の改定」に踏み込んだ意見書は初めてだった。

米軍機が墜落した直後、橋本大二郎高知県知事は、「国際情勢が変化したことは事実で、在日米軍の訓練や基地をどう考えるのか、航空法の適用を受けない地位協定のあり方、といった問題を公開の場で議論すべきだ」と語り、さらに「社会党村山政権の真価が問われる」と中央へボールを投げた。しかし、この発言も「彼一流のパフォーマンス」との評価も高知県民には多い。というのも、高知県内での低空飛行訓練は減少していないからだ。園藤寿徳徳島県知事も、橋本大二郎高知県知事も墜落事故直後、外務省や外務大臣、村山総理に訓練の即時中止を申し立てた。さらに、徳島県では米軍機の飛来ごとに、外務省に中止の要請を行い、本年一〇月県議会で

昨年11月、高知県土佐町で
 (「高知新聞」95.10.19より)



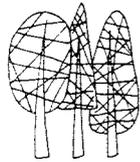
中国山地でも
 アンケートに十三町村から証言
 「昼夜を問わずさまざま
 爆音で飛んでいる」

湯浅一郎 ●
 ピースリンク 広島・呉・岩国

も、沖縄での少女暴行事件を契機に「地位協定」「米軍基地縮小」問題が論議された。徳島県と高知県の飛来件数は、九二年以降逆転している。九〇年から実態調査、「訓練反対県民行動委員会」の結成、県議会での論戦、現地集会・首相官邸への中止申し入れなど、徳島の住民運動が県議会を支援、議会が知事を突き上げるという、県民を上げての総行動の成果と分析できるのである。

県議会をリードしてきた大田正社会党県議は「(反対運動が)うるさいところは飛ばなくなつたのだから。一つの成果だが、根本から無くなつたわけではない」と「地位協定の改定」を求めていく方針。

昨年五月ごろから、今度は中国山地で低空飛行が頻繁に行われ始めている。また、イエロー・ルートという新ルートもできたとの話もあり、訓練を止めるためには「地位協定」の改定を！ 私たちはこう訴えている。



昨年の十月十四日、高知県の山中に米空母インディペンデンスの艦載機が墜落した。これに先立つ七月、朝日新聞が米情報公開法によって入手した資料から、「日本列島には低空飛行訓練のルートが少なくとも四本ある」とを明らかにした。その一本であるオレンジルートが、紀伊半島から四国にかけての訓練空域である。高知の事故はこの空域で起こった。米軍は移動という名目で、戦闘機を列島各地に飛行させ続けている。しかし超低空飛行訓練は、戦場での戦闘を想定したもので、単なる移動などではなく、明らかに「訓練」である。的のリーダーをくぐるため、在日米軍や戦闘機が山や谷の多い山岳地帯で、超低空を飛ぶ訓練をしているわけだ。高速で、狭いところ飛ぶのだから危険さわまりない。

騒音のすごさだけでなく、事故による被害が懸念されることは当然である。ところが高知の事故とほぼ同じ頃から、広島、岡山、島根など中国地方でも、同じような低空飛行を目撃したという断片的な情報が報告されていた。これらから中国山地にも中央を東西に横断する未公表の新しい訓練ルートがあると推察できる。住民に与える危険性は測り知れないにもかかわらず、日本政府には事前の通告もない。どこで、どのような実態があるのかすらわからない。現実の事態を知るには、訓練空域の下の自治体の声を聞く他はない。そこで、県内の中国山地に位置している自治体や地域住民の声を集めるため、六月二十七日からアンケート調査を行った。



横浜・緑区の場合

母子二人の生命を奪う

原因究明はなされず 刑事責任も問われな かった

山中悦子 ●
編集部

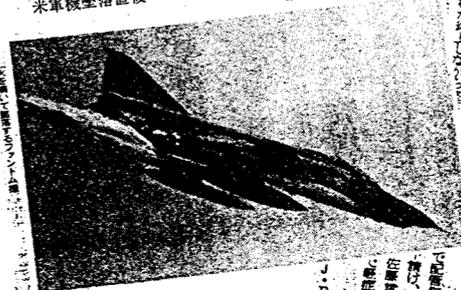
横浜・緑区

米軍機、墜落し炎上

死者1、重軽症8



東家2、死者1、重軽症8
燃え尽きる林一久さん宅
米軍機墜落直後一瞬に火を噴き、



墜落事故、不時着、落下物事故、オー
バーラン、燃料放出等々、米軍機が日本国
内を飛行する限り私たちは常にさまざま
な危険ととなりあわせである。しかし
基地から少し離れたところに住む人々は、
日頃それらの危険を意識しながら生活す
ることはほとんどない。

しかし、ひとたび事故が起こり、人々が
巻き添えとなった時、私たちは原因の真
相究明と公正な解決を阻む「地位協定」の
壁に直面することになる。そのもつとも
いたましい事例が、十八年前横浜市郊外
の静かな住宅地で起こった。

一九七七年九月二十

七日午後一時、日頃米

軍基地をほとんど意識

することも無かった

人々が犠牲になった大惨

事が横浜市緑区(現在青

葉区) 荏田町で発生した。空母ミッド

ウェイの艦載機RF4Bファントム偵察機

が厚木基地を発進して間もなくエンジン火

災を起こして墜落、被害は死者三名(一才

と三才の男の子の兄弟。そして四年半の闘

病生活後に無くなった母親、重傷二名、軽

傷四名、全半焼家屋四棟に及んだ。

全長一八メートル、重さ二六トンの

ジェット機が最大スピードで地面に激突、

爆発・炎上。ドラム缶六五本分満タンの

ジェット燃料はあつというまに地面を這

い、家を焼き、宅地造成作業中の人々や通

行人を襲った。この事故は被害の大きさと

米軍による事故の特異性において今も私た

ちの記憶に新しい。墜落事故直後にやって

「低空飛行訓練」は 抑止の鍵をなす軍事行動

国防総省《日米安保報告》より

● 今年三月一日、米国防総省が議会に提出
した「日米安保報告」は、日本国内で行う訓
練の意義を次のように述べる。訓練はそれ自
体が「抑止の鍵」をなす軍事行動である、と
強調していることに注目したい。

「米軍の訓練活動」 日本国内及び周辺で行
われる米軍の訓練活動は、迅速かつ持続的
な戦闘行動に対する準備を完全に整える上
で死活的に重要な意味を持つ。訓練は抑止
の鍵となる要素であり、東アジアと太平洋
において米軍のプレゼンスが平和と安全を
促進する結果をもたらすための基礎をなす
ものである。目に見える、実際のな、米軍
単独および日米共同の訓練は、米国の戦略
にとって不可欠な要素である。

● さらに同報告書は「低空飛行訓練」につい
ても次のように報告している。

「低空飛行(LIFE)」 これは日米安保条約
の目的、すなわち日本の防衛と地域の安定
に寄与するという目的を支援するための即
応力を維持するための訓練である。効果を
上げるためには、厳しく、高度でかつ可能
な限り実際のなものでなければならぬ。
長年にわたり、日本の防衛にあたっては、
おまかか言えれば米軍は攻撃、日本は防衛
の責任を分担するという合意が存在する。
このような防衛協力の方法の一つの結果と
して、米軍は日本防衛のために必要な空対

地任務の大半の責任を負っている。

米軍のパイロットが絶えず練度の向上と維
持に努めることは、死活的に重要な要請であ
り、一定量の低空飛行訓練の実施はこの目的
に照らして不可欠である。地面近くを飛行す
る能力を身につけることは、生還の可能性を
高め、任務成功の可能性を飛躍的に向上させ
る。(略)

在日米軍は一般市民の安全に常に最大限配
慮しつつ、米軍の活動が地域社会に与える影
響を最小限にとどめるよう、あらゆる努力を
払ってきた。日本国内および周辺における低
空飛行の安全記録は非常に良好である。これ
は、秀逸なメンテナンスと実際のな訓練に
よって達成された高水準の即応態勢のため
である。航空機が関与する事故や事件は稀
である。もし事故が起これば、安全に対する
一般の心配は高まる。したがって米軍は、一
貫して安全および生命と財産の保護を最優先
している。

● 低空飛行訓練は、米軍の「攻撃能力」の向上
のために、実戦を想定して行うものだといふ。日
本政府がいう「通常の飛行」や「移動」などは
ありえないことを、米軍自身が語っているのだ。
さらに「安全」への認識は、コース下で暮らす
人々の不安と決定的にかけなはれたものである。

(編集部・田巻一彦)



きた自衛隊へりは地面にうづくまる火膨
れの被害者をそのままにして二人のパイ
ロットのみを救助して飛び去った(日米
間遭難時相互救助協定)。その直後にきた
米軍も被害者には目もくれずに墜落現場
から日本人を閉め出した。そして日本の
警察はアメリカ海兵隊の現場検証をただ
見ているだけ。結局事故原因究明の決
め手のエンジンその他の部品は米軍が基
地へ持ち去り本国へ。事故の真相究明は
されなかった。

その後、被害者の一人は、パイロットの
米兵を業務上過失致死で訴えたが、「公務
中の米軍人が起こした罪に関する第一次
裁判権は米国にある」(地位協定第一七条
三項(a))として不起訴処分になった。
事故の再発防止を実現する「平和的生存
権」は侵害されたまま今日に至っている。

守るのは「戦う軍隊」の特権

青木雅彦 ● 反戦ドタバタ会議

現在の日本にはパスポートを持たず、税関を通らず来日し、そのまま居住を続けているアメリカ人が約六万人いる。彼らは外交官でも難民でもなく、アメリカ合衆国の軍人あるいは軍属（軍隊で働いている文民）である。長い世界史の中でもこの半世紀に特有な現象だが、日本など一部の独立国は、現在外国軍隊の自国領土への長期駐留を合法化している。米軍駐留の権利そのものについては安保条約に明記（第六条）されているが、受入国である日本国内においては、米軍の駐留によって実は様々な法的な問題が生じてくる。

普通の外国人労働者と違い、外国から指揮を受け組織として行動する軍人の場合は、日本の国内法との整合性を明らかにするために別に取極めを結ぶ必要がある。例えば軍隊は「危険物」を積んで大規模に国内を「移動」することもあるだろう。その時の事故の責任は誰が負うのか？ また国内の危険物取り扱い法令との関係は？ そもそも在日米軍に対する税金はどうなっているのか？ その他様々な行政的・法的な事柄を規定するのが「在日米軍の地位に関する協定」で、これは安保条約第六条を根拠に日米両政府で一九六〇年に合意された（国会でも批准）ものである。在日米軍（人）の地位や特権、国内法の適用範囲など法的なことは安保条約でなく、みんなこの「地位協定」の方に書かれている。

「有事」に必要な「地位」

およそ二万字のこの協定は一見ほとんどこのことを網羅しているようだが、実際の運用では曖昧なこと、また触れられていない

事柄、何より憲法や国内法との矛盾点は多い。その原因は「地位協定」の適用される相手（集団）が（A）米国内法の適用が優先される米国人であること、しかも（B）彼らは「有事」に対応する軍人であることから生じる。

例えば今回の少女暴行事件の犯人引き渡しが遅れたのは、アメリカ側が日本の拘留制度を信用していないため、地位協定にそのような規定が定められたことによる。これは（A）から生じる問題点。また「公務」中の軍人には日本に裁判権すらないのは、米軍にとって重要な作戦任務を遂行する軍人が日本側に拘束されては、イザ有事の時に役に立たないからだ。この（B）の点は自衛隊も同じだが、在日米軍は一度も戦争をしたことがない自衛隊と違い、中東など紛争の場に即投入さ

れる即応性が要求されることから、より法による「拘束」から免除されるという了解がある。しかし実はこれは口実で、完全な平時の場合でも米軍はこの特権を享受している。

（B）による「特権」が典型的に表れているのは、米軍機に対する日本の航空法の適用が除外されていることである。地位協定には一応国内法を「尊重」する義務は書かれている（第十六条）が、罰則はない。米軍機は日本の空をいかなる場所、いかなる方法で「飛行」しても罰せられることはない。日本の航空管制も法的には彼らにいかなる制約も加えられない。最近日本の山間部で米軍機の超低空飛行訓練が頻繁に行われ、住民や自治体が再三再四中止を要請しているが、日本政府が何ら法的措置が取れないのはこのためである。

問われるべき政治の怠慢

在日米軍は決して「治外法権」の権利を得ている訳ではないし、「地位協定」にはそのような表現は全くない。しかし時にそれに近いような「権利の乱用」が見られるのは、彼らが「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維

持に寄与する」（安保条約第六条）ために駐留する軍隊であるという名目による。そして言うまでもなく、それは冷戦という事実、強大な極東ソ連軍の存在を背景にしていた。

（A）から生じる矛盾も様々だ。例えば現在の日本国憲法の体系ではいわゆるスパイ防止法を制定することは困難である。しかしアメリカにはそれが存在するためアメリカ側の不安（？）を解消するため日本は在日米軍の「軍事機密」を守るための法律、地位協定実施に伴う「刑事特別法」を制定せざるをえなかった。もちろん米軍だけが対象とはいえず、これはまぎれもない「スパイ防止法」である。この法律で今年十月毎日新聞記者沖繩の基地に「不法侵入した」として逮捕された。安保と憲法の二重構造という、戦後日本に特有な矛盾の根源はこの「地位協定」にある。

日本政府は地位協定の改定は「相手のあることだから」（野坂官房長官）困難といっているが、第二七条には「いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる」と明記してある。三五年間にわたって、ただの一度もその要請を行ってこなかった政府の怠慢こそ責められるべきである。◆

フランス共和国大統領ジャック・シラク殿 ムルロアでの再度の 核実験強行に抗議する

一九九五年十月二十八日
脱軍備ネットワーク・キャッチピース

十月二十八日の早朝八時（日本時間）、貴国が再開後三回目の核実験を強行したことに、私たちは戦慄と強い怒りを覚えています。九月六日に貴国が核実験を再開してから、日本、そして全世界に怒りと抗議の声が上がっていることを、もちろんご存知のはずです。それをあえて二度まで無視し、核実験を強行しなければならぬ理由は何でしょうか。

「核抑止力を持つため」「核実験を止めるための実験」「自国の防衛を優先させる」。どの理由も、全世界の抗議の声、怒りをおさえることができずして、世界に平和をもたらすにはどうしたらよいかを共に考えましょう。武力によって、平和はもたらせないことは、多くの過去の、現在の事例が示しているではありませんか。

ただちに核実験を中止し、ムルロアそしてファンガウファの実験場の包括的環境調査の開始、その場に生活する人々への償いの着手を表明してください。それこそが、勇気ある、人類の未来への信頼と確信をとりもどす道です。

市民生活と相いれない 基地近代化

篠崎正人

●市民ネットワークさせば

米海軍佐世保基地は、佐世保港を取り巻くように施設を配備している。旧軍以降も、港湾設備の大半を占領時代から継続して米軍に接取されたままであるという事は、佐世保市経済の発展にとって最大の阻害要因である。

一部施設の返還はあったが、主要設備・地区は依然占領時代そのままの状態が続いている。

米軍基地のなかで最大の面積を占めているのが、前畑弾薬庫、針尾弾薬庫と赤崎・元船・庵崎・横瀬の各貯油所などであり、佐世保基地は米海軍第七艦隊の行動を支える補給基地として朝鮮・ベトナム・湾岸戦争などを支えてきた。佐世保市内に存在する基地の

住宅地に隣接する弾薬庫

中で前畑弾薬庫は住宅地に隣接した位置にある。最も近くの住宅から弾薬貯蔵施設の入り口まではずか二〇〇メートルもない。また、弾薬庫のある入江の一五〇メートルほどの対岸には造船所や倉庫群があり日中は多数の人が働いている。さらには、弾薬庫に通じる道路は狭く、大型車同士の離合にも不便をきたすほどである。日本の法

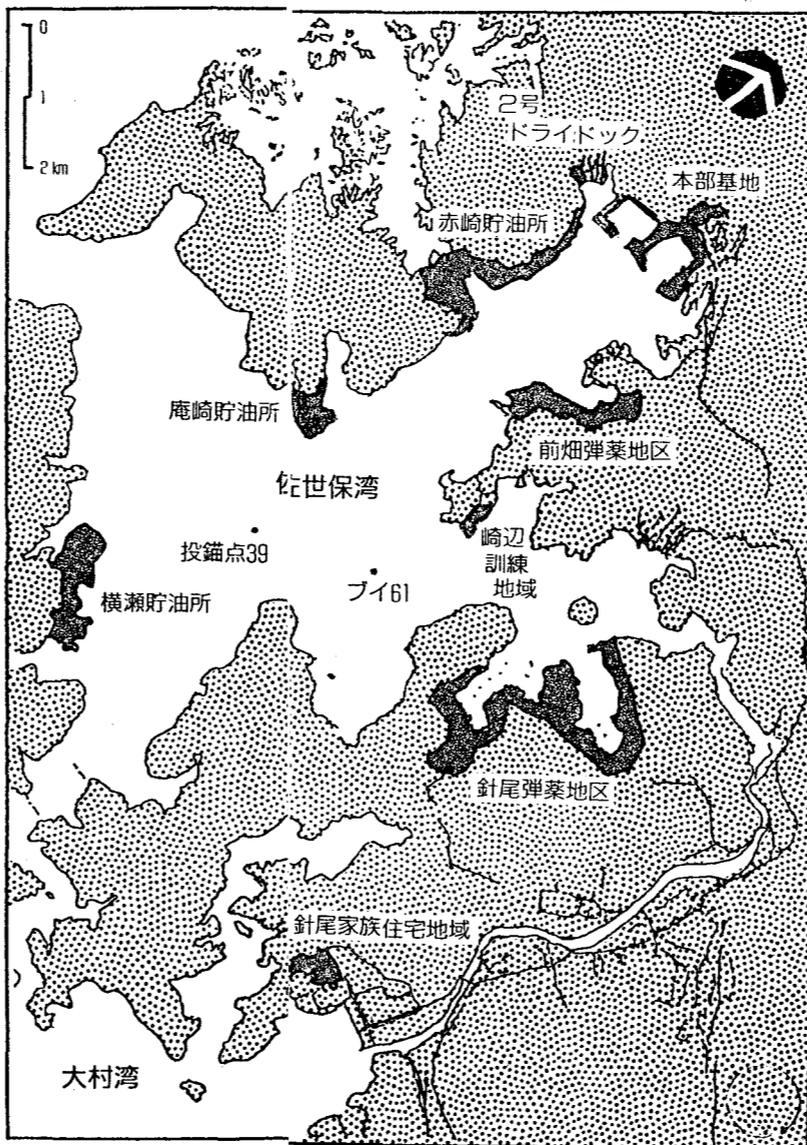
在日米軍基地
に関する
基地周辺住民
の意見

6

海軍
佐世保基地

佐世保湾の米軍施設

梅林宏道著「情報公開法でとらえた在日米軍」より転載（出典：米海軍施設技術軍太平洋部「佐世保海軍施設マスタープラン」）



律（道路運送法、火薬取締規制、同省令）に従えば、到底弾薬を積載した車両は通行できない所である。この住宅に近接した弾薬庫に二万トンに近い弾薬が貯蔵されているという。私たちが調査したところ、弾薬貯蔵施設（トンネル）の入り口には「マスク着用」「防護着用」などのマークを書いた標識が掲げられているのが確認された。また、同施設の敷地内には艦船搭載用のミサイルを収納するコンテナ多数が積み上げられているのも目撃されている。私たちの身近で市民の知らないうちに高性能の弾薬が貯蔵されている可能性がある。

佐世保市内のもう一つの弾薬貯蔵施設に針尾弾薬集積所がある。ここは市街地からはなれた入江の奥ということもあり、監視の目も行きとどかないところである。しかしこの数年施設の整備が進み、砲弾などの再生処理を行う工場が稼働し始めた模様で、不良弾薬の爆破処理などが定期的に行われるようになった。艦船搭載用と思われる砲弾などのうち、使用期限が来たものの火薬を交換し、古くなった火薬は屋外で「燃やす」作業で、日本各地や韓国

から弾薬輸送艦で定期的に持ち込まれるようになった。弾薬の種類によっては、音響で対岸の住宅のガラスが割れる被害が発生したり、一回の処理弾薬量を間違えたため土石類を周辺の居住地域にまで飛ばすなど、周辺住民に不安を与えている。また、時間によっては、漁から帰って寝付いたばかりの漁村の人の睡眠を妨げるなど、被害が広がり始めている。

これについて、佐世保の行政当局は苦情が出たら調査に出る程度の対策しかおこなわず、おざなりな騒音測定を行っては恐る恐る米軍基地司令官に「善処」を申し入れる程度で、真剣に対策を考えようとする様子は見かけられない。

近代化する揚陸艦隊と佐世保

今年九月三〇日付けでホイットビー・アイランド級の揚陸艦フォート・マクヘンリーが佐世保基地に配備され

た。これで佐世保を事実上の母港とする揚陸艦は四隻となり、アジアで最長の近代化された揚陸艦隊が編成された。沖繩の第三海兵遠征軍と、岩国の海兵隊航空団（ハリアー戦闘機部隊）を遠くはアフリカにまで緊急投入する部隊編成が完了したということになる。日米安保条約の「グローバルな見直し」を先取りした配備である。

この「近代化」に合わせ、佐世保基地に合計五隻のホバー型揚陸艇（LCA C）が持ちこまれた。LCA Cは、ガスタービンエンジンを利用して海上を浮上航行し、そのまま上陸・揚陸できるといふ最新型の揚陸艇で、現在までに五十隻以上が配備されている。従来は、LCA Cの保守点検は、グアムで行われていたようだが、グアムの施設が一部縮小になったため、昨年からは佐世保で整備が行われるようになった。整備作業はLCA Cを陸上上げてエンジンテストを行うが、航空機と同じエンジンをフル回転して行うテストの際発生す

(22ページ上段へ)

いやなことはいやだと 当たり前前の文化を 取り戻したい

反核実験 街から(1)

「フランスに行ったらシラク大統領に手紙を書きます」―南麻布のフランス大使館前でビザ申請に来ていた人にその声をかけられたのは去る六月二十六日。ピース・チェイン・リアクションとして遅ればせながらの初めての抗議行動のときのこと。ふだんの「孤独な」(?)抗議に慣れっこになった身には本当に心強い言葉だった。

この日、フランス大使館には、二人を中に入れてコーヒーをふるまい、話をする「余裕」がまだあったのだが、今は「立ち入り禁止」のでかい看板が一方通行のメッセージを発しているだけだ。それは、今もその前

に泊まり込み抗議する人たちと精神の「かたち」において何と対照的なことだろう。

〈鏡としてのシラク〉

シラク大統領は「世紀末」に現れた第一級の悲しい「千両役者」だと思ふ。人間が今までどんな生き方をしてきたのか。何に価値を置いてきたのか。何を犠牲にしてきたのか。そして、果たして地球は生き延びられるのか。そんなもろもろの問いかけを最悪のストレートさで鏡のように映し出してくれる。

「冷戦を終わらせた」と誇らしげに語る者たちが、未だに「抑止論」と

いう名の戦争の論理から脱け出せないでいる姿のぶざまさも。そして、本当に情けないことだが、四ヶタにも及ぶ核爆発を許してしまったことの責任のとり方を遅ればせながら真剣に考えなければと思う。核実験に抗議して座り込むヒロシマやナガサキの被爆者の姿を、「またやってるんだ」くらいにしか受け止めてこなかった自分の責任を。そんな自分が作った「距離」の先で放射能が人々を確実に攻撃していた。そのたびに人々が殺されていった。

杉原浩司 ●
ピース・チェイン・リアクション

実に近づいている―人間による地球環境破壊のテロリズム。そのシステムに有効な歯止めをかけられぬままに流れていく時間。フランスや中国の核実験は、そんな人間の愚行の究極の象徴のように思える。「なんでいまどき核実験?」の問いかけは、下手をすれば容易にひっくり返る根拠をあわせ持っている。今だからこそ核実験!。シラクや江沢民の傲慢さは、「究極的廃絶」という意味不明の言葉に逃げ込んだり、口先では「唯一の(ワン!)被爆国」を語りながら「アメリカの核の傘に守ってもらおう」と言ってはばからないこの国の権力者の傲慢さと地つづきだ。

「何でも言う他はないようなところがある。」

一人でも抗議はできるし、やらなければならぬときもある。でも「三人寄れば」という言葉にも真理があつて、確実に1×3以上のことがやれると思う。誰かの思いつきを材料にして、火にかけ味をつけ、素材の味を生かした料理を作るような感覚だろうか(即席料理になりがちだが...)。

〈「抗議の文化」を取り戻す〉

十月二二日の沖縄の県民総決起集会での高校生、仲村清子さん

「いいかげんさ」の強さと弱さ
私たち「ピース・チェイン・リアクション」は小さなグループだ。「代表」も「事務局長」もない(作る必要もない)し、会則もない。その「いいかげんさ」が持ち味かもしれない。だからたまに「議論が足りない」と言われたりする。何と答えればいいのか。「でも、この『不定型』の責任はしっかり分かち持っている

た一人ひとりが嫌なことを口に出して行動することが大事だと思います」というメッセージは、私たちが伝えたいことの核心に重なっている。「とにかく駆けつけよう」「抗議を形にしよう」といふほどその思いだけで単純に走ってきた。そ

の抗議で何を伝えたいのかもそれなりに工夫しながら。
八月九日、ナガサキへの五十年前の原爆投下時刻十一時二分のフランス大使館前で「ダイ・イン」。想像もつかない光と熱の中で倒れ、殺された人たちに「申し訳ないけれど少しだけ力を貸してほしい」という思いがあつた。「安らかに眠ってください」などととても言えない私は、むしろあの道路に横たわった瞬間に死者に一方的に力を借りていたと思う。警察の壁を前にし(次ページへ)

PLUTONIUM
核の素
アルトニウムの取り引きを
まだ続けますか?
日仏原子力協定をやめましょう

本日、外務省科学原子力課および科学技術庁核燃料課に日仏原子力協定の見直しを求める緊急要請書を提出しました。

TEL 03(5273)5065
PEACE CHAIN REACTION

て躊躇する余裕もなく、ただここで倒れるのだ、という不思議な大きさよさのようなものを感じていた。

おかしいと思うことに声をあげることはあたり前なのだという「文化」。誰に指図されるのでもなく「動員」されるのでもなく、自分を振り所に行われるしなやかな抗議の身ぶり。「非暴力直接行動」というこなれない言葉を、自分流に翻訳するとそんな感じになるのだろうか。

「政治的なこと」は「アブナイ」という、それを本当にアブナイ(！)最悪の文化を、染み着いたその鎖をそろそろ本気で断ち切るときだと思。核実験反対運動が少しでもその確実な手がかりになれば、というのも自分を動かすひとつの根拠だ。「ガッコウ」でも「カイシャ」でも「カテイ」でも、抗議の文化が取り戻されること。つぶされる前に声をあげることが当たり前となるように。

〈一点突破、半面展開!〉

さて、最後に自分の思いこみに触れてみたい。昔「一点突破、全面展開」という便利な(?)言葉があっ

たらしいが、今回の核実験反対運動を巡る議論の構造は、「一点突破、半面展開」くらいはできそうにない。う面白い形になっていくように思っ

て問題のありかを浮かび上がらせ、課題を提示してしまっている。例えば「タヒチに抗議に行つて中国には行かないのか」とか、「中国への措置に比べフランスには甘い」とか、「核の傘の下にいて核実験反対を言うのはおかしい」とか。

問題の根に降りていく中で、日米安保条約やフランスと日本のプルトニウム・コネクションの存在があぶり出されてきている。私たちは核実験反対の第二ステージに立ち会っている。見えてきた「弱み」に確実にくさびを打ち込むしたたかさと、核を所有するということ自体の傲慢さをはつきりと照らし出す「思想」が必要とされているのだと思う。それは、どこかの思想家が書斎でひねり出すものではなく、今声をあげている人たちの固有の思いの中から紡ぎ出されているはずだ。

くれなかったのか、本土の私たちに伝えるべきではなかったか。

(HY/会社員/神奈川県大磯町)

● フランス製品の不買運動だけではなく中国製品の不買運動や観光の自粛運動などもおこなうべきだと考えます。また米軍の原子力艦の削減も訴えてほしいと思います。僕は幼いころから平和のことについて考えてきました。平和運動に参加させてほしいと思います。(KI/北海道千歳市)

● 沖縄少女暴行事件の県知事の対応に大賛成「国のことより人のために頑張つて下

さい。いつまでも沖縄県民だけが犠牲になることはありません」と沖縄県知事あてハガキを書きました。今のままで続くのならいつそ安保反対沖縄独立運動に移行して昔の様な武器を持たない自由貿易国になつたら世界中の見本になるでしょう。新首相の伊勢神宮とアメリカ詣りが続く限りこの国に真の民主主義はありません。私は日本山妙法寺の無防備主義が信条です。憲法通りだつたら今頃世界一の福祉国家になつて居るでしょう。(河原満男/伊東市)



● 沖縄の人たち、五〇年もほつたらかしてして本当にごめんなさい。殺人、レイプ、犯人を罰することもできないなど、次々に伝えられる現状は、胸をつかれるものがあります。マスコミはなんで今まで報道して

原子力艦入港情報

(77)

1995.9.23~10.26

S=原子力潜水艦(原潜) ステーション級
L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

◇ 9/23	09:55	原潜インディゴボリス(L) 横須賀を出港。
◆ 9/25	11:38	原潜インディゴボリス(L) 横須賀に入港。
◇ 同日	11:54	原潜インディゴボリス(L) 横須賀を出港。
◆ 10/2	13:05	原潜ホノルル(L) 初臼ビーチに入港。(沖泊まり)
◇ 同日	13:25	原潜ホノルル(L) 初臼ビーチを出港。
◆ 10/10	14:05	原潜ホノルル(L) 横須賀に入港。
◇ 10/11	09:46	原潜ホノルル(L) 横須賀を出港。
◆ 10/12	14:01	原潜ホノルル(L) 横須賀に入港。(26現在停泊中)

● 1995.1.1から10.26までの各地の原子力艦入港回数：()内は原潜
・横須賀 22 (22)
・佐世保 5 (5)
・初臼ビーチ 7 (7)
(沖縄・勝連町)
合計 34 (34)

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR
毎月2回1日、15日発行/購読料年間5,000円

●発行所 PCDS(太平洋軍備撤廃運動)/平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL:045(563)5101 FAX:045(563)9907
●編集責任者 梅林宏道

アクセス方法

(利用料金無料ですが、カンパをよろしく!)
①FAXの受話器を上げて②03-3813-8180にダイヤルする③音声案内に従って、STOP核実験情報BOXの番号200#を押す④送信メッセージの後ピーという音がしたら、FAXのスタートボタンを押すと、情報が送信されます。(音声情報を聞く場合は、③のところで、201#と押すと、録音された音声情報が流れます)

市民活動FAX情報ネット

ストップ核実験!情報

最新の運動情報がFAXと音声情報で取り出せます。
事務局●ピースネットニュース気付
TEL 03 (3813) 6490 FAX 03 (5684) 5870

核実験が強行されたら、抗議を!

中華人民共和国大使館	106 港区元麻布3-4-33	電話03(3403)3388
		FAX(3403)4925
フランス大使館	106 港区南麻布4-11-44	電話03(5420)8800
		FAX(3446)7361

会計報告

(95.9.24~95.10.26)

[収入]

○前月からの繰越し		183,130
○今月の収入		149,282
会費収入	42,000	
(内訳)		
維持団体	0	
維持個人	0	
参加団体	0	
参加個人	15,000	
通信会員	27,000	
カンパ収入	24,500	
預金利子	0	
資料収入	0	
運動収入(ガキ収益)	82,782	

[支出]

●今月の支出		185,450
事務所代(11月)	40,000	
水道光熱費	5,197	
電話FAX費(9,10月)	8,835	
郵送費	66,702	
文具・備品	0	
印刷・コピー代	63,426	
郵便振替等手数料	1,290	
雑費	0	
●次月への繰越し		146,962

*平和資料協同組合(準)の資料収入は別会計とします。
*行動費は行動プロジェクト毎の独立採算となっているため、それにあてはまらない収支のみがこの欄に計上されます。

(17ページから)

る騒音は、想像を越えるもので周辺住民にとつては、我慢の限界を越えるものである。佐世保市の測定でも一キロ以上離れたところで八〇ホンを記録した。このため、佐世保市ではテストの中止を再三にわたって申し入れたが、申し入れを無視しテストが行われている。今後、揚陸艦隊の近代化計画の完了とともに付属する施設の増強が進むと思われるが、弾薬処理の安全性やLCAC整備場運用に伴う騒音被害の拡大が予想される今日、軍事基地はますます市民生活と対立するものになりつつある。

米軍用住宅地の新たな接収や基地周辺地区の再接収などが日本政府の「思いやり予算」で進められる現状は、冷戦崩壊後の世界的軍縮の流れのなかでは到底納得できるものではない。

佐世保でのこれ以上の基地増強は、アジア・太平洋地域での軍縮に逆行するものであり、地域の一層の不安定化をもたらす要因になる。私たちはこれ以上の基地拡大・強化に反対するとともに、弾薬庫の撤去や騒音被害の根絶のため、一刻も早い基地の縮小を求めるものです。



編集室から

● 阪神大震災、オウム事件、フランス、中国の核実験そして沖繩のいたましい事件。「戦後五〇年」にまるであわせたかのように、私たちの「安全保障」にかかわる重大事件が連続している。もしかしたら神様がノホホンと過ごしすぎている日本人に、「もつとし、やんどしろ」と怒っているのかもしれない。それにしても失われたものが余りにも大きい。どうしても失われたのか。あと二ヶ月で五一年目を迎えるのに。(た)

月刊キャッチピース

No. 36 (通巻115号)

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース

連絡事務所●〒222 横浜市港北区錦ヶ丘

10-4 ハイッ幸1-B

☎ 045(433)3483

FAX 045(593)1824 (田巻気付)

編集●月刊キャッチピース編集委員会

郵便振替●00160-7-136148キャッチピース

定価●100円 (通信会員年間3000円)